

あしぎんインターネットバンキング・モバイルバンキングサービス利用規定

- あしぎんインターネットバンキング・モバイルバンキングサービスの内容
あしぎんインターネットバンキング・モバイルバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、あしぎんへの申込手続きを完了し、当行がサービス利用を承認し、契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）がパソコン等（以下「ワゴン」といいます。）の情報提供サービス対応携帯電話機・スマートフォン（以下「携帯電話」といいます。）等の端末機（以下「端末機」といいます。）を通じて、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスを行います。本サービスのご利用は、国内居住の個人の方限り、お一人様につき原則1契約とさせていただきます。なお、個人の方でも事業等のお取引についでのご利用はできません。
- 本サービスの利用
本サービスは、端末機、利用形態等により、インターネットバンキングサービス、モバイルバンキングサービスに区分され、契約者以下の特約の各条項を承継のうえ、利用するものとします。
 - インターネットバンキングサービス
(1)契約者がパソコン等により、インターネットを利用して以下の各号の取引きを依頼することができるサービスとします。
 - 口座情報（残高・入出金明細）照会
 - 振込・振替取引
 - 定期預金取引
 - 投資信託取引
 - 外貨預金取引
 - ペイジー払込み
 - 公共料金口座振替契約の申込み
 - ローン残高照会・繰上返済予約・住宅ローンの固定金利特約申込み
 - 住所変更届け
 - WEB口座切替
 - モバイルバンキングサービス
契約者が情報提供サービス対応携帯電話機を利用して、以下の各号の取引きを依頼することができるサービスとします。
 - 口座情報（残高・入出金明細）照会
 - 振込・振替取引
 - ペイジー払込み
- 使用できる機器
本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当行所定の仕様を備えたものに限ります。
- 利用対象者
利用対象者は、当行所定の方法により、本サービスをお申込みいただいた個人のお客さまで、当行が利用を認められた方に限ります。
- 反社会的勢力との取引拒絶
本サービスは後記3.③各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項の各号の一つでも該当する場合は、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。
- 利用時間
本サービスの利用時間は当行所定の時間内とし、利用時間は前記2.の取引より異なります。ただし、当行はこの時間を契約者へ事前に通知することなく変更の可能性があります。なお、当行の時間によらない工機工事等が発生した場合は、利用時間であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止もしくは中止することとなります。
- サービスの休止
当行は、システムの維持、安全性の維持、その必要なる事由がある場合は、本サービスの全部または一部を休止することができるものとします。この休止の時期および内容については、当行ホームページへの掲載等により通知するものとします。
- サービスの利用
(1)サービスの利用申込みの際には、サービスの対象となる預金口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を当行所定の方法により届出するものとします。
(2)サービス利用口座は当行国内本支店の契約者名義の口座に限ります。
(3)サービス利用口座として届出することができる預金種目・種類および口座数は、当行所定の範囲内に限ります。
(4)本サービス利用開始後にサービス利用口座の追加および削除を申込みの場合は、申込みの都度当行所定の方法により届出するものとします。
(5)サービス利用口座を解約した場合は、以後本サービスにおいて当該口座に関するサービス利用はできません。
- 代表口座
(1)契約者は、前記2.により届出したサービス利用のうち、普通預金（総合口座普通預金を含みます。）1口座をサービス代表口座（以下「代表口座」といいます。）として届出するとし、代表口座の届出書を本サービスにおける届出印とします。
(2)代表口座を変更および削除することはできません。
(3)代表口座を解約した場合は、本サービスも自動的に解約されるものとします。
- 手数料
(1)本サービスの利用にあつては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税等を申し受けます。
(2)前項の利用手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、当行所定の方法により届出します。
(3)前記①の利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の追加・変更に伴い、新設・変更する場合があります。新設・変更する際は、当行の定める方法により契約者へ告知します。
- 本人確認
本サービスのご利用について契約者の本人確認は次の方法により行うものとします。
(1)本サービスを利用する際に、当該端末機またはとして届出された以下の各号の情報と、当行に登録されている契約者から通知された残高などの一致を確認することにより本人確認を行います。
 - ログインID
 - ログインパスワード
 - 仮確認パスワード
（「ログインパスワード」「確認用パスワード」をあわせて以「パスワード」といいます。）
 - 「ログインID」は、契約者が本サービスを最初に利用する際に設定する6～12桁（英数字任意）の「契約者特定番号」とします。
 - 契約者が最初に本サービスをご利用される際に必要となる「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」は、契約者が当行所定の方法により届出されたパスワードとします。
 - 契約者は本サービスを変更し利用される時に「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって契約者が当行に届出たものを「ログインパスワード」および「確認用パスワード」とします。
- 当行前項までの方法に従って本人確認をして取引を実施したうえは、パスワードにつき不正使用、その他の事故があつても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- 本サービスの利用について届出と異なるパスワードの入力が連続して当行所定の回数を超えた場合、契約者は当行が定める時間を経過するまで本サービスの利用ができません（以下「ロックアウト」といいます。）
- ロックアウトが当行所定回数連続した場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止（以下「利用再開」といいます。）します。本サービスの利用開始状態を解除し利用を再開するには、当行所定の方法により利用再開の手続きを行い、届出した「仮ログインパスワード」および「仮確認用パスワード」の変更により、改めて「ログインパスワード」および「確認用パスワード」をご登録いただきます。
- パスワードの有効期限は、セキュリティ確保のため当行所定の期間とし、契約者は一定期間毎にパスワードの変更を行ってください。また有効期限に際らず、端末機より任意にパスワードの変更を行うことができます。この場合、契約者は変更前と変更後のパスワードを送信しますが、当行が受信した変更前のパスワードとあらかじめ当行が保有する最新のパスワードが一致した場合には契約者本人からの届出とみなし、パスワードの変更を行います。
- パスワードは第三者に教えたことなく、お客さまご自身の責任において厳重に管理してください。パスワードは本サービスをご利用いただくためのものであり、当行責任であってもお客さまにお尋ねすることはありません。
- 不特定多数の方が利用するパソコン等を通じてのお取引は、なさらないようにご注意ください。パスワードが盗用され被害を被ることがあります。
- ワタイムパスワード
(1)ワタイムパスワードとは、本サービス（「モバイルバンキングサービス」を除きます。）の利用に際し、携帯電話にダウンロードされたパスワード生成機（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）または、キー

ホルダー型のパスワード生成機（以下「ハードウェアトークン」といいます。）により生成および表示された可変的なパスワード（以下「ワタイムパスワード」といいます。）で、「ログインID」および「ログインパスワード」に加えて用いることにより、契約者本人であることを確認する一回限りの使い捨てパスワードです。

- 利用方法
 - トークンの発行
契約者がワタイムパスワードの利用を希望する場合は、インターネットバンキングにログインのうえソフトウェアトークンもしくはハードウェアトークンのいずれかを利用するか選択のうえトークンの発行手続きを行うものとします。契約者がソフトウェアトークンを選択した場合、トークン接続時時に指定した携帯電話の電子メールアドレスへ電子メールを送信します。契約者は当該メールに基づきアプリをダウンロードしてソフトウェアトークンの取得を行います。またハードウェアトークンを選択した場合、当行が契約者の代表口座届出住所あてに送付したハードウェアトークンを利用します。
 - ワタイムパスワードの利用開始
契約者は、インターネットバンキングでワタイムパスワードの利用開始手続きを行います。契約者が入力したワタイムパスワードと当行が保有するワタイムパスワードが一致した場合、当行は契約者からのワタイムパスワードの利用開始依頼とみなし、当行所定の方法により本人確認を開始します。
 - ワタイムパスワードによる本人確認手続き
ワタイムパスワードの利用開始後は、当行はインターネットバンキングのログイン取引について、契約者から通知された「ログインID」「ログインパスワード」に加え、ワタイムパスワードによる本人確認を行います。
 - ワタイムパスワードの利用解除
ア、ソフトウェアトークンをダウンロードした携帯電話の変更やワタイムパスワードの利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングで利用解除手続きを行います。当行所定の方法で利用解除手続きが行えない場合は、契約者は当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行います。利用解除手続きの完了後は、契約者のログインIDの本人確認依頼とみなし、当行所定の方法により本人確認を開始します。
イ、ハードウェアトークンの利用中止を希望する場合は、インターネットバンキングで利用解除手続きを行います。契約者は当行所定の方法で利用解除手続きが行えない場合は、ハードウェアトークンを添えて当行所定の方法で届出し、当行が利用解除手続きを行います。
ハードウェアトークンの紛失等により添付できない場合、当行所定の取扱手数料が発生します。
 - ソフトウェアトークンをダウンロードした携帯電話、ハードウェアトークンおよびワタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理してください。ソフトウェアトークンにダウンロードした携帯電話またはハードウェアトークンを紛失、盗難に遭った場合は、速やかに当行に届出てください。当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - トークンの有効期限は当行所定の期間とします。また、トークンの有効期限が近づいた場合は、その旨を通知します。ソフトウェアトークンを利用の場合は、ソフトウェアトークンから有効期限の更新手続きを行います。ハードウェアトークンを利用の場合は、インターネットバンキングから更新手続きを行います。
 - 当行が保有するワタイムパスワードと異なる内容により、所定の回数以上連続してワタイムパスワードを入力した場合は、当行はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を再開する場合は、契約者は当行所定の方法により届出するものとします。
- メール通知パスワード
 - メール通知パスワードとは、本サービス（「モバイルバンキングサービス」・ワタイムパスワード利用者を除きます。）の利用に際し、契約者の電子メールアドレスに対してお送する可変的なパスワード（以下「メール通知パスワード」といいます。）で、「確認用パスワード」に加えて用いることにより、振込取引の内容および契約者本人であることを確認するパスワードです。
 - 利用方法
 - メール通知パスワードの利用開始
ワタイムパスワードをご利用されていない契約者は、インターネットバンキングでメール通知パスワードの利用開始手続きを行います。契約者が入力したメール通知パスワードと当行が保有するメール通知パスワードが一致した場合、当行は契約者からのメール通知パスワードの利用開始依頼とみなし、当行所定の方法により本人確認を開始します。ワタイムパスワードをご利用でない方は、メール通知パスワードを必須とします。
 - メール通知パスワードによる本人確認手続き
当行所定の取引について「確認用パスワード」に加え、メール通知パスワードによる本人確認の手続きを行います。契約者が入力したメール通知パスワード等と当行が保有するメール通知パスワード等が一致した場合、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。電子メールアドレスは当行からメールが受信できるようにしてください。本サービスをご利用の際には当行からの電子メールが受信できない場合、一部サービスをご利用できない場合があります。
 - メール通知パスワードの有効期限および管理
メール通知パスワードは契約者がロックアウトまたはメール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。
- 取引認証
(1)取引認証とは、本サービス（「モバイルバンキングサービス」を除きます。）の利用に際し、端末機からインターネットを通じて当行所定の取引を行う際に、スマートフォンアプリもしくは電子メールを使用して取引の内容確認を行う機能です。スマートフォンアプリの利用にあつては、契約者が所有するスマートフォンに当行所定のワタイムパスワードアプリのダウンロードが必要です。
- 利用方法
 - 取引認証の利用開始
契約者が取引認証の利用を希望する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の設定を行います。当行所定の手続きが完了した時点で取引認証の利用開始依頼とみなし、当行所定の提供を開始します。
 - 取引認証の利用
契約者は、取引認証対象取引の内容を確認のうえ、当行へ依頼した取引内容と一致している場合は、当行所定の承認操作を行います。契約者が承認操作を行った場合、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
 - 取引認証の利用解除
取引認証の利用を解除する場合は、本サービスにログインのうえ、当行所定の手続きにより取引認証の解除を行います。

- 緊急停止
(1)契約者は、パソコンのウイルス感染やその他の理由により本サービスの利用を停止する必要があると判断した場合は、自らの操作により本サービスを緊急停止（ログイン停止）することができます。
(2)緊急停止を行った場合、予約された振込・振替取引のうち停止期間中に振込・振替指定期日を迎える取引については未処理となります。その他、投資信託、外貨預金、住宅ローン等の当行取引については処理を行います。
(3)緊急停止前に予約された振込・振替取引のうち、利用再開後に振込・振替指定期日を迎える取引については、振込・振替処理を行います。振込・振替予約を取り消す場合は、緊急停止もしくは利用再開後に振込・振替指定期日に振込・振替予約の取り消しを行うか、当行所定の方法により届出するものとします。

- 前記(2)により振込・振替等が未処理および処理されたことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- 本サービスの利用を再開する場合、契約者は当行所定の方法により届出するものとします。
- 取引の依頼方法および取引内容の確認
(1)本サービスによる取引の依頼は、前記11.に従った本人確認が終了後、契約者が取引に必要な事項を当行所定の方法により正確に当行に送信すること、取引を依頼するものとします。
(2)当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、契約者に依頼内容を確認しますが、その内容が正しい場合には、当行所定の方法で確認してください。この依頼内容の確認が契約者引に必要な当行所定の確認期間内に行われ、当行が受け付けた時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で手続きを行います。
(3)当行が確認期間内に依頼内容の確認を受信したかどうかは、各取引の「ご依頼内容の照会」で契約者が確認するものとします。確認に伴う資金および消費費の引落しは行いません。

- 前記11.の契約者および取引内容の確認
(1)前記11.の契約者および取引内容の確認は、当行は振込・振替手数料等（以下「各種取引に伴う資金および消費費」といいます。）を、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、取引時に指定した代表口座またはサービス利用口座（以下「支払口座」といいます。）から当行所定の方法により引落します。
(2)「各種取引に伴う資金および消費費」の引落しが成立しなかった場合（口座残高（当座貸越を利用できる金額を含みます。）の不足、当該口座の解約等）、ご融資の延滞、差押・仮差押・破命命の対象になつても）当行がその事実を認識したときは、本サービス利用履歴に反して利用された場合は、当該取引の依頼は対象となつて取り扱いませんのでご了承ください。なお、当行所定の引落時時点で支払が可能となつた場合においても、当行は当該取引の継続をしません。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 引落しに支払指定期間から引落しが複数あり（本サービスによるのの限りに限らず）、その引落額が支払指定期間の支払可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを引落すは当行の任意とします。
- 口座情報の照会
(1)契約者は代表口座およびサービス利用口座について、当行所定の方法・範囲に従い口座情報（残高、入出金明細）の照会を行うことができます。
(2)受入請求額の不償、その他相対する事由がある場合は、当行はすてに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。訂正または取消の届出が生じた場合には、当行は責任を負いません。
- 残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、契約者が口座情報の照会を行った時点での内容とは異なる場合があります。なお、これに起因して損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の日以降の分からとなります。
- 振込・振替取引
(1)振込・振替取引の範囲

- 当行は、振込・振替取引の指定期に契約者が指定した支払指定期間から、振込資金または振替資金を引落しうえ、契約者が指定した当行本支店の預金口座および他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「振込・振替先口座」といいます。）あてに振込通知の発信または振替の処理を行います。
 - 振込・振替取引は次により取扱いします。
 - 振込・振替先口座が、代表口座またはサービス利用口座から選択された預金口座である場合は、「振替」として取扱いします。
 - 上記を除く場合は「振込」として取扱います。
- 振込・振替取引の依頼
(1)1日あたりの振込金額または振替金額は、当行所定の金額の範囲内で契約者が当行所定の方法により届出した金額（以下「支払限度額」といいます。）の範囲内とします。なお、ワタイムパスワードの利用がない場合の支払限度額は、当行所定の金額とします。
(2)契約者の支払限度額が変更された場合、その時点であらかじめご依頼いただいたものの取引のうち未処理のものについては、変更後の支払限度額になるにかかわらず処理するものとします。
- 本サービスによる振込・振替取引を依頼する際には、あらかじめ当行が定める方法および操作手順に基づいて、振込・振替先口座、金額、振込・振替指定期日、その他の所定の事項を端末機から入力してください。

- 資金返却等
【入金指定期限該当なし】等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合、当行は当該資金を返却日をもって支払指定期間に入金するものとします。なお、この場合の振込手数料および消費税等は返却しません。
- 依頼内容の変更・組戻
(1)前記16.(2)により振込・振替の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更することはできません。
(2)依頼日の翌営業日以降当行の営業日を指した予約後の依頼の場合、依頼日の前日まで端末機から当行所定の方法により依頼の取消を行うことができます。
(3)依頼が確定後の組戻については当行が必ずしも認めないものと認められる場合のみ、依頼内容の取消（以下「組戻」といいます。）を受け付けます。この場合には当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱いします。なお、組戻については当行所定の手数料および消費税等を申し受けます。
(4)組戻により振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合、当該資金を当行所定の手続きにより契約者の支払指定期間に入金します。この場合、振込手数料および消費税等は返却しません。
(5)前号の処理後、改めて振込を依頼する場合は、新たな振込依頼として振込手数料および消費税等を申し受けます。
- 前記③の場合において、振込先口座のある金融機関から振込通知を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合には、受入ととの間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料および消費税等は返却しません。
- 当行は振込・振替による受取書（領収書）は発行しません。
- キャッシュカード、預金通帳、印鑑の喪失届等をいただいた場合、振込・振替をご利用いただけなくなります。

- 定期預金取引
(1)本サービス（「モバイルバンキングサービス」を除きます。）において契約者は、「サービス利用口座」として届出いただいた定期預金口座について、定期預金の入金・解約およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができます。なお、本サービスで取扱いできない定期預金は当行所定の商品とします。また本規定に別段の定めのない場合は、当行の「定期預金規定」および各種預金規定により取扱いします。
(2)定期預金の満期解約を行う場合は、あらかじめ入金口座の設定が必要です。
(3)定期預金の入金または解約等の場合の元金・利息等は、契約者が指定した「サービス利用口座」より支払いまたは入金するものとします。
(4)定期預金の解約において、総合口座定期預金の貸越をご利用いただいている場合は、元金・利息等の入金口座を総合口座定期預金の指定預金口座のみとさせていただきますことがあります。
(5)当行所定の時間間契約者が取引依頼を完了したのちについて、当行は所定の処理を行います。なお、定期預金入金にかかる適用金利は受付日より当行所定の金利を適用します。
(6)当行が満期日前（据置定期預金の据置期間満了の場合を含みます。）の定期預金の解約に応じ場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。
(7)当行は定期預金の返済に際しては返済請求書を発行しません。
(8)定期預金の通帳、印鑑の喪失届等をいただいた場合、定期預金をご予約いただけなくなります。

- 投資信託取引
(1)投資信託取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、投資信託の購入、売却およびそれらに付随する業務を行うサービスです。
(2)投資信託取引サービスの利用資格は20歳以上の方で、当行の規定・約款、関係法令、その他に限り、購入する投資信託の契約締結前交付書面（目録見書・補償書）を事前に読みとり、商品内容について十分に理解したうえで契約者自らの判断と責任に依りて取引を行うものとします。
(3)投資信託取引サービスを利用するには指定預金口座（普通預金口座）およびサービス利用口座と数が必要ですが、購入・売却ができる投資信託は当行が指定する銘柄とします。また、1回あたりの取引金額・日数は当行所定の範囲内とします。なお、当行所定の時刻以降に受け付けた取引依頼については、翌銀行営業日より取扱いとなります。
(4)投資信託は、株式や債券などの価値のある商品で運用しておりますので、元金が保証されている商品ではありません。運用による損益は投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
(5)以上の各号に該当する場合、投資信託取引サービスの取引は取扱いしません。これにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合も同様とします。
 - 購入金額が支払指定期間の残高を超えるとき（総合口座や随時弁済型カードローンの貸越が利用できません）。なお、契約が不成立となった場合は、支払指定期間への入金等により支払指定期間の支払可能残高が購入金額に達した場合でも、引落しは行わず、取引は行いません。
 - 支払指定期間が解約済のとき。
 - お客さまより支払指定期間に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
 - 支払指定期間または受益権に対する差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と判断したとき。
 - その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不可能と判断したとき。
- 取引を行った後は、法令等定められた取扱い内容をご記載した書類をお客さまのお届りの住所あてに郵送もしくは後記2.のうえ電子交付を行いますので、直ちに記載内容を確認してください。

- 外貨預金
(1)外貨預金取引サービスは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、外貨普通預金口座・外貨定期預金口座の開設、外貨普通預金の出入金、外貨定期預金の入金、解約予約およびそれらに付随する業務を行うサービスです。なお、取扱いできないサービス、商品は、当行所定の範囲とします。
(2)外貨預金取引サービスの利用資格は20歳以上の方で、別途定める外貨普通預金規定、外貨定期預金規定に従い、外貨普通預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）、外貨定期預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）を事前にお読みとり、商品内容について十分に理解したうえで契約者自らの判断と責任において開設依頼および取引を行うものとします。
(3)外貨預金取引サービスによる外貨預金口座開設は代表口座と同一店舗に開設し、自動的にサービス利用口座として登録します。
(4)外貨預金口座開設後、当行所定の方法により印鑑の届出を行うものとします。口座開設日の翌月末までに印鑑の届出が完了しない場合は、印鑑の届出を行う場合があります。
(5)取扱い可能通貨は、当行所定の通貨とし、1回および1日あたりの取引可能金額、単位は、当行所定の範囲とします。
(6)取扱い可能時間は当行所定の日時とし、銀行営業日において当行所定の時間まで受け付けられたものについては、原則として受付日当日扱いとして手続きを行います。当行所定時刻以降および銀行休業日に入付けたものについては、翌銀行営業日扱いとして手続きを行います。なお、当行本支店窓口の取引受付時間とは異なる場合があります。
(7)外貨預金口座の解約予約を行う場合は、本サービスに同通貨の外貨普通預金の登録が必要です。
(8)外貨預金取引の適用相場について
 - 外貨預金取引において、円預金との間で為替変動を行う場合に外貨普通預金相場は、処理を行う日の当行所定の適用相場とし、適用する金利は、処理を行う日の当行所定の金利とします。
 - 適用相場および適用金利は、本サービスの取引画面上から確認できます。インターネットバンキング取引で適用される相場および金利は、当行本支店窓口で公表している外貨為替相場および金利と異なる場合があります。この場合は、インターネットバンキング取引で適用される相場および金利を適用します。
 - インターネットバンキング取引で適用される相場の公表後は、為替市場における相場が大きく変動した場合は、インターネットバンキング取引の適用相場を見直すことがあります。この場合、取扱いを一時停止もしくは中止することとなります。
 - 外貨預金取引の預入時に要した円預金額と、外貨預金口座からの払出時に要した円預金額との差額、すなわち為替差損益に基づき契約者の帰属します。
- 外貨預金取引において、当行にて処理が完了した取引は取り消すことができます。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当行は一切責任を負いません。受け付け後、取引を行うまでの間に以下の各号が生じた場合も同様とします。
 - 取引依頼金額が支払指定期間の支払可能残高を超えるとき。なお、取引が不成立となった後、支払指定期間への入金により支払指定期間の支払可能残高が取引依頼金額に達した場合でも、引落しは行わず、取引は行いません。
 - お客さまより支払指定期間に支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき。
 - 支払指定期間または入金指定期間に対する差押等やむを得ない事由があり、当行が取引を不適当と認めたとき。
 - その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当または不可能と判断したとき。

- 電子交付サービス

- サービスの内容

- ①電子交付サービスは、②に定める対象書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付するサービスをいいます。
- ②電子交付書面とは、対象書面のうち電子交付されるものをいいます。
- ③契約者は、電子交付サービスを利用する場合、当行約定の方法により申込手続きを行うものとします。

- 2.対象書面
 金融商品取引法等その他関連法令等によって定められる書面および当行約定の通知書等のうち当行所定の書面とします。
- ②電子交付の方法
 電子交付の方法は、金融商品取引法等その他関連法令等によって定められるものうち、当行が選択する方法とします。電子交付を行うにあたって、当行はその方法および内容を契約者に示し、書面または電磁的方法により承諾を得るものとします。

- 4.電子交付の留意点
 当行は、電子交付サービスの提供にあたり、以下の各々の場合取扱ひものとします。
 - ①契約者は、電子交付サービスを利用するために必要な環境をご用意いただく必要があります。
 - ②電子交付書面は、書面ごとに電子交付か紙媒体による交付かを選択することができます。
 - ③当行は、契約者あらかじめご通知することなく、利用方法を追加または変更することがあります。
 - ④当行は、システムメンテナンスのために、電子交付サービスの全部または一部のサービスを予告なく停止することがあります。
 - ⑤法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、電子交付サービスの利用期間中であっても電子交付でなく、紙媒体による交付を行うことがあります。

- 5.電子交付サービスの解約等
 当行は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、電子交付を取りやめ、対象書面を紙媒体により交付します。
 - ①契約者が電子交付サービスを解約した場合。
 - ②本サービスの解約等により電子交付サービスが終了した場合。
 - ③契約者が電子交付サービスの利用を停止することとなったと判断した場合。
 - ④当行が電子交付サービスの提供を終了した場合。

24. ページ払込み
 - ①ページ払込みとは、あらかじめ登録されたサービス利用口座のうち、契約者が指定した支払指定口座（定期性預金口座を除きます。）から払込金を引落しうえ、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うサービスをいいます。
 - ②料金等の払込みを行うときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。

- ③ページ払込みを行うおき1日あたりの上限金額は、当行所定の金額の範囲内とします。また、契約者が支払限度額を変更した場合、その時点であらかじめご依頼いただいた取り消しのうち未実行のものについては、変更後の支払限度額にかかわらず実行されます。
- ④ページ払込みの利用にあたっては、契約者がインターネットを経由して当行所定の画面から、収納機関から通知された収納機関番号、お客さま番号（または納付番号）、確認番号、その他当行所定の事項を入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報（照会した）、またし、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで各種料金の支払方法としてページ払込みを選択した場合は、この限りではありません。当行のインターネットバンキングに引き継がれたら当該請求情報は自動的に確認したうえで、当行所定のパスワードを正確に入力してください。当行で受信したパスワードとあらかじめ当行に登録されたパスワードの一致を確認した場合には、契約者本人からの依頼とみなします。
- ⑤料金等の払込みは、当行が本人確認および払込み内容を確認して払込資金を支払指定口座から引落した時に確定するものとします。

- 6.支払指定口座の引落しにあたっては、普通預金規定、総合口座引当規定、貯蓄預金規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等の提出なしで支払指定口座から引落しうえ、当行所定の収納機関に払込みを行います。ただし、以下の各々の場合払込みを行うことができずません。
 - ①申込内容に基づく払込金額に当行所定の手数料を加えた金額が、手続時点において契約者の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ②1日あたりの利用金額が、当行所定の範囲を超えるとき。
 - ③支払指定口座が解約済みとき。
 - ④支払指定口座に対し、契約者から支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ⑤収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
 - ⑥後記35.災害等による免責事項に該当するとき。
 - ⑦その他、やむを得ない事由があり、当行が取扱いを不適当だと判断したとき。

- ⑦ページ払込みの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。また、利用時間内であっても、払込依頼に對し当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内で手続きが完了しない場合には、お取扱いできない場合があります。

- 8.料金の払込みの前後には、払込みの取消・変更はできません。
 - ①当行は、税金等の払込みに係る領収書（領取証書）を発行します。また、収納機関の請求情報または納付情報の内容、収納機関の取締手続きの結果その他契約に関する事項については、収納機関に直接お問い合わせください。
 - ②収納機関からの連絡により一度受け付けた料金等の払込みが取消できることがあります。
 - ③当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、ページ払込みの利用が停止されることがあります。ページ払込みの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

25. 公共料金口座振替契約の申込み

- ①本サービス（「モバイルバンキングサービス」を除きます。）により、契約者は代表口座またはサービス利用口座の普通預金口座（総合口座普通預金を含みます。）を引落し口座とする公共料金の支払いに関する預金口座振替の申込みをすることができます。ただし、申込み可能な収納機関は当行所定の収納機関に限ります。
 - ②前記による預金口座振替については、原則として「預金口座振替規定」に基づき、当行が「預金口座振替規定」に定める「収納機関からの預金口座振替契約の届出は、原則として当行契約と対応を行います。」
 - ③預金口座振替の開始時期は、前記の届出に基づき各収納機関任意の時期となります。預金口座振替の開始時期について当行は責任を負いませんのでご了承ください。
 - ④本件の取扱いに関して紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

26. ローン取引

- ①ローン取引
 - ①ローン取引高総額・繰上返済予約・住宅ローンの固定金利特約申込み（以下「ローンサービス」といいます。）は、契約者のパソコン等により、当行で借入れのローンについて以下の各々の取引のうち、当行所定の取引を依頼できるサービスとします。
 - ①残高照会
 - ②繰上返済シミュレーション
 - ③繰上返済予約
 - ④繰上返済予約内容の確認・取消
 - ⑤固定金利特約シミュレーション（住宅ローンのみ）
 - ⑥固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）
 - ⑦固定金利特約申込み内容の確認、取消（住宅ローンのみ）
 - ②ローンサービスは、本サービス契約のうち当行所定の条件に該当した場合に利用することができ、契約者からの申込みは必要ありません。
 - ③ローンサービスの対象となるローンは当行所定のローンとします。なお、繰上返済予約および固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）の利用が可能なローンはあくまで、ローンの返済状況によっては取扱いできない場合があります。
- ②ローンサービス手数料
 - ①繰上返済予約、固定金利特約申込み（住宅ローンのみ）の利用にあたっては、当行所定の利用手数料およびこれに伴う消費税等申しします。
 - ②前号の利用手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出なしに、ローン返済口座から当行約定の日に行方所定の方法により引落します。

- 27.繰上返済予約
 - ①当行所定のローンについて、繰上返済を行うことができます。
 - ②繰上返済申込みによる返済口座は、ローン契約の消費者ローン契約書に従いますが、インターネットバンキングの利用口座と異なる場合があります。
 - ③繰上返済予約の受付は、次に定める取扱いはできません。この場合、取引店または管理店手続きを行うものとします。
 - A. 毎月返済および増額返済の削減金の変更
 - B. 増額返済部分のみ繰上返済
 - C. 住宅ローンの全額繰上返済
 - ④繰上返済を行う場合には当行所定の方法により取扱うものとし、この条項に定めのない事項については、ローン契約書の消費者ローン契約書およびこれに付随する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。
 - ⑤繰上返済予約の受付で使用する「繰上返済元金料」という表現は、元金のみを指す場合と、元利金を指す場合があります。
 - ②繰上返済可能日は当行所定の日とし、当行所定の時期までに入申ものとします。
 - ⑦当該ローン契約者が連帯債務者の取扱いである場合、もしくは連帯保証人いる場合は、あらかじめ連帯債務者・連帯保証人の同意が必要となることと取扱います。

- ③繰上返済予約の払込みは、当行が内容を確認した時点で予約が確定されたものとし、繰上返済日に処理を行います。繰上返済予約の払込受付後に、自宅または勤務先等に申込み内容確認の連絡をさせていただきます。繰上返済があります。

- ③繰上返済予約の取消しは、当行所定の時期までとします。
 - ③繰上返済により増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済元金料に含めるものとし、繰上返済日に支払うものとします。
 - ②繰上返済に伴う返済期限等、原契約等の契約内容は、繰上返済の処理が行われた時点で変更し、効力を有するものとします。なお、別途変更契約書等の締結は行わないものとします。

- ③繰上返済元金料および繰上返済手数料は、繰上返済日の前日までに原契約等で定める口座に入金するものとします。残高不足等の理由により、繰上返済できない場合には、当該返済期日はなかったものとして取扱います。

- ④繰上返済予約の申込みを受付した場合においても、以下の場合には繰上返済処理は行わず、当該返済依頼はなかったものとして取扱います。
 - A. すてに取引店または管理店にて繰上返済の申込みがなされているとき
 - B. 返済日口座が支払停止等の制限がなされているとき
 - C. 約定返済が遅れているとき
 - D. 民事再生手続など法的整理（手続き）中とき
 - E. その他、当行が取扱いを不適当だと判断したとき

- ⑤繰上返済に伴い、保証料の返戻が発生する場合は、後日返済口座へ返戻保証料を入金します。
 - ①当行所定の住宅ローンについて、借入条件のうち金利種類の変更を行うことができます。なお、金利種類の変更とは、固定金利期間が終了する場合に再び固定金利を選択する、または変動金利から固定金利へ変更することをいいます。
 - ②固定金利特約の受付は、次に定める取扱いはできません。この場合、取引店または管理店手続きを行うものとします。
 - ①すてに取引店または管理店にて固定金利特約の申込みがなされているとき
 - B. 返済日口座に支払停止等の制限がなされているとき
 - C. 約定返済が遅れているとき
 - D. 民事再生手続など法的整理（手続き）中とき
 - E. その他、当行が取扱いを不適当だと判断したとき
 - ③固定金利特約の取引を行う場合には当行所定の方法により取扱うものとし、この条項に定めのない事項については、ローン契約の消費者ローン契約書およびこれに付随する契約書等（以下「原契約等」といいます。）に従うものとします。
 - ④固定金利特約日は原契約等による固定金利終了日とし、当行所定の時期までに行申ものとします。
 - ⑤当行が契約者から前記ローン・固定金利特約の申込み内容を確認のうえ、申込内容に基づき住宅ローン固定金利特約の手続きを当行所定の方法で取扱うものとし、します。
 - ⑥固定金利特約の申込み方法は、当行所定の時期までとします。
 - ⑦固定金利特約の申込みをもって内容を確定し契約するものとし、契約の効力は固定金利特約が完了した時点で確定したものとします。なお、お申込内容については、別途変更契約書等の締結は行わず、変更後の契約内容についてはお取引画面にて確認することができます。
 - ⑧適用利率に申込み時点の店頭表示金利を適用します。
 - ⑨固定金利特約にかかわらず手数料は、固定金利特約の前日までに原契約等で定める口座に入金するものとします。

27. 注意事項

- ①ご依頼のシミュレーション結果は、あくまで概算であり、実際の手続き結果と異なる場合があります。
 - ②住宅ローンを利用し、住宅借入金特別控除の適用を受けている契約者が、一部繰上返済を行うことにより、繰上返済後の返済期間（初回返済日から繰上返済後の最終返済日）が10年未満（元金繰上返済回数120回未満）、となる場合には、住宅取得控除の対象外となり、手続き以降の控除の適用は受けられなくなります。
 - ③住宅ローンを利用し、本年の「住宅取得資金に係る借入の年末残高証明書」をすでに受取っている契約者が、本年末までに一部繰上返済をされた場合、年末予定額が変わりますので、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の再発行が必要となります。再発行については取引店または管理店窓口にお申出ください。

27. 住所変更届

- ①本サービス（「モバイルバンキングサービス」を除きます。）により住所変更の受け付けをした場合は、届出いただいている代表口座およびサービス利用口座について変更します。
 - ②以下の場合については、本サービスによる住所変更の届出の際、別途当行所定の書面を当行宛て提出するものとします。当行は住所変更受け付け後当行所定の期間、処理を保留し、書面の提示がない場合は住所変更の依頼を取り消されたものとして処理します。
 - ①代表口座またはサービス利用口座において、投資信託・公債債、カードローンのいずれかの取扱いがあるとき。
 - ②以下の各々の場合については、本サービスによる住所変更の受け付けはできません。別途、当行各支店の窓口の手続きが必要となります。なお、契約者の各取引の内容によっては、当行からお取引内容について確認させていただく場合があります。
 - ③代表口座またはサービス利用口座であっても、届出住所が異なるとき。
 - ④代表口座またはサービス利用口座において、融資（カードローン取引を除く）、当座預金、財形預金、マル優・特別マル優のいずれかの取扱いがあるとき。
 - ③住所変更の手続きは、住所変更の受け付けが手続き完了まで当行所定の日数がかかります。

- ⑤届出事項の変更を当行に通知した後、届出事項の変更の登録が実施されるまでに届出事項に違い当行が実施した手続きにより契約者の生じた損害については、当行の責めによる場合を除き当行は責任を負いません。

28. WEB口座切替

- ①WEB口座切替サービスとは、契約者のパソコン等からの依頼に基づき、従来の預金通帳（紙媒体の通帳）を発行する口座（以下「有通帳口座」といいます。）から、預金通帳（紙媒体の通帳）を発行しない口座（以下「WEB口座」といいます。）へ切替えるサービス（以下「切替サービス」といいます。）です。
- ②切替サービスの対象口座は、本サービスの代表口座、サービス利用口座として登録済みの「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます。）」です。
- ③上記「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます。）」のうち、以下のいずれかに該当する口座は、切替サービスの対象外です。
 - ①キャッシュカード未発行口座
 - ②家計簿簿記サービス等、当行所定のサービス設定口座
 - ③ネットによる預金口座振替サービス、通帳、お届出日の喪失等のお届け口座
 - ④その他、当行所定の口座

- ④普通預金口座が総合口座の場合、切替サービスによる切替により総合口座定期預金口座と同時にWEB口座に切替えます。なお、総合口座定期預金口座およびサービス利用口座として登録がない場合は、自動的にサービス利用口座に登録します。（登録まで当行所定の日数がかかります。）
- ⑤切替サービスによる必要費以後、当行本支店の窓口、ATMにて通帳を使ったお取引（通帳記帳、預金の入出金等）は全て利用できません。
 - ①預金の入金等は、原則本サービスもしくは、キャッシュカードを使用のうえATMで行うものとします。
 - ②本サービス（モバイルバンキングサービス）で取扱い可能な取扱預金は当行所定の商品であり、総合口座定期預金口座をWEB口座に切替える場合、大口定期預金等、一部の定期預金の取扱いができなくなります。WEB口座に切替える際は、契約者が事前に留意事項を確認するものとします。
 - ③入出金明細書の照会期間は最大3ヵ月であり、当行所定の日数を経過した入出金明細照会できません。過去の入出金明細は、必要に応じて契約者が保存するものとします。
 - ④WEB口座は有通帳口座に切替える際は、当行本支店窓口で当行所定の手続きが必要となります。普通預金口座に総合口座定期預金口座が設定されている場合、総合口座定期預金口座も有通帳口座に切替われます。有通帳口座に切替える際は、当行所定の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。
 - ⑤WEB口座もしくは有通帳口座に切替える際は、同日中に再度切替える（戻す）ことはできません。

- ⑥本サービスもしくはキャッシュカードを解約する場合は、有通帳口座に切替えたばかりか、普通預金口座自体を解約していることとなります。有通帳口座に切替える際は、当行所定の切替手数料（通帳再発行手数料）が必要となります。
- ⑦電子メールによる各種取引のご通知
 契約者が前記2.に定める取引（一部を除きます。）を当行が本サービスで受け付けた場合、当行は各種取引の受付内容を、契約した電子メール（以下「通知メール」といいます。）を契約者が登録した電子メールアドレスに発信することを、契約者に通知したものとみなします。この当行所定の通知方法に同意をいただけない場合、本サービスの取扱いはできません。なお、電子メールアドレスの登録は、本サービスの初回ご利用時の登録画面で登録するものとします。

- ⑧届出事項の変更
 預金口座等についての印鑑、氏名、住所、電話番号、本サービスに登録している代表口座・サービス利用口座等届出事項に変更がある場合は、各種預金規定およびその他の届出規定に準じ、事前に当行所定の方法により届出ていただく必要があります。取扱う場合を除きます。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

31. 取引または機能の追加
 契約者は本サービスに今後追加される取引または機能については、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。
32. 取引内容の確認等
 - ①本サービスにより行った取引については、原則当行所定の方法により本サービスを利用して照会することができます。今後利用可能な取引が増加する場合は、原則として同様になります。
 - ②本サービス（モバイルバンキングサービス）で取扱い可能な取扱預金は当行所定の商品であり、総合口座定期預金口座の窓口で振替通帳に記帳し、取引内容をご確認ください。
 - ③本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての磁気記録など当行記録内容を正當なものとして取扱います。

33. 海外からの利用
 - ①原則として、国内からのご利用に限ります。
 - ②契約者が本サービスを海外からご利用になる場合、各国の法令、制度、通信事情、その他の事情により、サービスの全部または一部がご利用いただけなくなります。当該国の法令など事前にご確認ください。
 - ③各国の法令その他の取扱いに準じた地域でご利用できないようになった場合には、当行から通知することなく本サービスの一時利用中止もしくは解約を行うことができるものとします。

34. パスワード等の盗用による損害
 - ①パスワード等の盗用により、他人に本サービスを不正に利用される生じた取引については、契約者の責により発生し、かつ当行所定の事項を満たす場合、お客さまは当行に対し当該取引による損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ②当行は、契約者の請求が前項に定める内容であることを確認のうえ、別途定める「インターネットバンキング・モバイルバンキングの不正使用による預金被害償戻規定」により、当行所定の範囲内で補てんするものとします。

35. 免責事項等
 - ①以下の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、不正使用等があっても、これによって生じた損害については責任を負いません。
 - ①災害、事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき。
 - ②公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
 - ③当行および金融機関共同システムの運営者が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末故障、通信回線、またはコンピュータ等が障害が生じたとき。
 - ④当行および金融機関共同システムの運営者が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、通信回線において盗聴等の被害が生じたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
 - ⑤郵送上の事故により、第三者が契約者の情報を知り得たとき。
 - ⑥当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
 - ⑦当行の責めに帰すべき事由がなかったとき。
 - ②契約者の端末機の設定変更およびその他の利用環境の変更や端末機側のアップデート等が行われた際に、操作が変更または変更より適切なくなる場合があります。それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ③本サービス申込みの際に契約者が当行所定の申込書に押印した代表口座またはサービス利用口座の印影を、当行届出内容に金融機関の印影と照合し、相違ない旨を記載し、届出後ご本人が正常に稼働する環境については、契約者につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ④インターネット等による本サービス申込み、サービス利用口座追加、削除および口座開設の際は、契約者が端末機から発信したパスワード等と当行事前に登録したパスワード等とを照合し、その一致が確認された場合は、パスワードで不正使用で、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑤契約者は本サービスの利用に際し、公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービス等当行の提供する安全対策等について了承しているものとみなします。本サービスを使用する端末機および通信媒体（以下「取扱媒体」といいます。）が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取扱媒体が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取扱媒体が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

- ⑥サービスの提供にあたり、当行が当行所定の方法で本人確認手続きを行ったうえで送信者を契約者として認めて取引を行った場合、前記34.に定める場合を除き、取扱媒体および通信媒体ならびパスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑦契約者は本サービスの利用に際し、公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービス等当行の提供する安全対策等について了承しているものとみなします。本サービスを使用する端末機および通信媒体（以下「取扱媒体」といいます。）が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保してください。当行は、本契約により取扱媒体が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取扱媒体が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

- ⑧サービスの提供にあたり、当行が当行所定の方法で本人確認手続きを行ったうえで送信者を契約者として認めて取引を行った場合、前記34.に定める場合を除き、取扱媒体および通信媒体ならびパスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそれにより生じた損害について当行は責任を負いません。
36. 解約等
 - ①本サービスの解約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが完了した後に有効となります。
 - ②当行の都合によりこの契約を解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または届かない到着（受領拒否の場合も含みます。）の場合は、通常到着すべき時に到達したものとみなします。
 - ③サービス利用口座が解約された場合、同時に当該口座に関する本契約は解約されたものとします。また、代表口座が解約された場合、本契約は全て解約されたものとします。
 - ④契約者以外の以下の各号の事由が生じた場合は、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。
 - ①相続の開始があったとき。
 - ②支払停止または破産、民事再生法手続開始の申立があったとき。
 - ③公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
 - ④手交換所の取引停止/処分を受けたとき。
 - ⑤住所変更の届出を意図と契約者の責めに帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。

- ⑥前記2.の当行所定の手数料が支払われぬとき。
- ⑦1年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。
- ⑧その他、本サービスの利用に際して不適当な行為があったとき。

- ⑨前項のほか、次の各号の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することをおかしくない場合は、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた時は、その損害額を支払ってください。
 - ①本サービス申込みは代理人、法人の場合には、当該法の役員、執行役等のある重要な使用者、及び主要株主等を含む。）が、契約社員、業務員、役員社員、業務員等として1年以上にわたり本サービスを経営し、業務員指揮構成し、業務員関係を含め、総経営等、社会連帯等種々うろつまは特殊知能業務力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「業務員団等」という。）に該当し、またはそのいずれかに該当することとが明らかした場合。
 - A. 業務員団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 業務員団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自らもしくは第三者の不利を目的とするまたは第三者に損害を加える目的を有するなど、不当に業務員団等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 業務員団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が業務員団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③契約者（または代理人、法人の場合には、当該法の役員、執行役等のある重要な使用者、及び主要株主等を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかによりも該当事業を行ったときとします。
 - A. 法的な要請行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取扱いに際して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽造を用いた、または威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

37. 関係規定の適用・準用
 - ①この規定に定めのない事項については、関係する当行普通預金規定、総合口座引当規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、当座約定貸越約定書、振込規定、投資信託取引規定、その他関連規定等により取扱います。

38. サービス内容・規定等の変更

- ①サービス種類、サービス利用時間・手数料等本規定に別記の定めのある事項については、当行は契約者に事前に通ずることなく変更するものとします。その場合、変更以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。なお、契約者の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。
- ②当行が、本規定の変更が必要であると判断した場合は、当行ホームページ所定の画面で新規規定の掲載を行います。その場合は、契約者が端末機により本サービスに接続可能となった時点で契約者に周知したものとみなします。契約者は、周知された内容に同意しない場合には、新規規定の周知後1週間以内にその旨を書面により当行宛て通知してください。この通知がなされない場合には、契約者は変更に同意したものとみなします。
- ③前項において、契約者が変更に同意しない場合には、当行は契約者に事前に通ずることなく本契約を解約することができるものとします。

39. 本サービスの廃止
 当行は、ホームページ上の表示など当行所定の方法により3ヶ月前までに予告することにより本サービスを廃止することができるものとします。

40. 契約期間
 本契約の契約期間はお申込日から1年間とし、特に契約者が事前に当行所定書面に解約のお手続き、または当行からの書面による解約の通知がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

41. 準拠法・合意管轄
 本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を専断的合意管轄裁判所とします。

以上